

議案第90号

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例

新居浜市墓地条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用申請の制限）

第5条 現に次条第1項の許可を受けている者は、墓所の使用申請をすることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

（墓園の管理料）

第11条 墓園の墓所の使用者は、1区画1年につき2,480円の管理料を納付しなければならない。

2 前項の管理料は、年度ごとに当該年度分を市長が指定した期日までに納付しなければならない。ただし、新たに墓園の墓所の使用許可を受けた場合の初年度の管理料は、使用許可の際に納付しなければならない。

第16条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）管理料を滞納し、その期間が3年を経過したとき。

第16条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による原状回復が行われなときは、墓所又は納骨壇に埋蔵され、又は収蔵された焼骨等及び墓碑その他の物件を市長が別に定める場所に改葬し、又は移転することができる。

第17条第1項に次の1号を加える。

(4) 使用者の住所又は居所が不明となり、市長が無縁墓所と認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年4月1日から平成31年3月31日までの間に墓園の墓所の使用許可を受け、この条例の施行の日以後も引き続いて使用する墓所に係る管理料については、当該使用許可を受けた日の属する年度分から同日から20年を経過する日の属する年度分までの管理料の納付があったものとみなす。

提案理由

新居浜市平尾墓園の墓所の管理料を毎年度徴収するため、及び使用許可の取消しに係る規定等の整備を行うため、本案を提出する。